

第七回
国会

参議院電力問題に関する特別委員会会議録第十三号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)午後二時三十五分開会

本日の会議に付した事件

○電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案(内閣送付)

○電力問題に関する調査(電源開発五ヶ年計画完成後における地域別電力原価の問題に関する件)

○委員長(飯田精太郎君) これより電力委員会を開会いたします。ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(飯田精太郎君) 速記を始め下さい。

○門屋盛一君 政府がこの法律案を出して来ると、時を同じくして、まあ来月の上旬には再編成に関する法律案を持つて来るといふのですが、そうでなくして、再編成というものはまだいつできるか分らぬといふときなら、この質問は要らぬのですが、再編成を持つて来ることが分つてゐるのだから、この法律を通した直後に再編成の場合には、この先取特権に対する保全はどういうふうになさるつもりであるのか……分りますか。今再編成の法律案が出て来ますね。そうしてその再編成より一足先にこの対日援助見返資金の借入金の担保に関する法律案が出てゐる。これより前に復金に対する担保がある。復金も日発一社を対象にして貸してゐる。それから対日援助見返資

金も日発一社を対象にして貸してゐる。これが再編成では政府の意図するところによると九つに分割する。そうすると、そのときには日発一社の財産が分けられるわけですね、その財産に移動が来ます。この財産の移動によつて担保力がなくなるわけですね、日発といふものは……その場合これは如何なる法律によつてどういふように処置なさるつもりか。こう聞いた方が早分りかも知れない。

○説明員(菊池淳一君) 日本発送電の財産が各地区の会社に分れますと、その債務もやはり各会社に分れて参りますことになりまして、それをどういふふうに分れるかといふことについては問題がございますが、大体その財産に応じて債務を分けるということになりますと、現在の担保と同じ担保力を持つて各地区に分れて行くということになります。

○門屋盛一君 これは仮定的に分り易く言えば、私が貸した方の側ですね。今までは日発がずっと一社で経営しておつた。その経営状態によつてこの担保力といふものがあるわけですね。それを分けるのに、分ける法律を作る折に、貸主は国である。復金も全額国庫投資だからいふやうなものであるが、貸主の承諾なしに分けてやるというところとは、これはできないわけではありませんか。借主の形が變つて来るのじゃないですか。そういうことが法律でいつて左右されるということになることは、これは憲法上の大問題になるのではないかと思います。

○委員長(飯田精太郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(飯田精太郎君) 速記を始め下さい。外に御質疑ありませんか……それではこの法案はまだ衆議院で審議中でありまして、質疑はこの程度にして置きたいと思ひます。

○委員長(飯田精太郎君) 次に、先程申しました電源開発五ヶ年計画完成後における地域別電力原価の問題について、政府側の御説明を頂きたいと思ひます。

○説明員(豊島嘉造君) それでは只今お配りいたしました開発後における地区別の電力原価の試算について御説明申し上げます。これはいろいろな仮定が入りまして、又作業といつたしまして、大変な大作業でありますので、極くただ御参考のために一応お渡しいたしました。この前提を変えますと、多少この数字も變つて参ると思ひます。これをやりますのに十人の者が継続になつて一生懸命をやつたものでありますから、一つそれを御了承を願つて置きます。

これには一番初めに大体これを作り出した時の仮定の條件が書いてございまして、第一番目には、これは昭和二十五年度の裸原価を一番先にしまして、それに今後開発されるものを附加えて、どうなるかといふやうな計算でございまして、二十五年度の需給計画の試算によりまして、石炭は一年五百一十

トン消費する。そうして地区間の融通電力は、原価としては供給側の原価を取りまして、その融通は二十四年度の計画程度に融通があるものとして計算いたしました。これは豊水年、渇水年で相当融通電力も変わりますから、一応そういうやうな計画を元にして計算をいたしました。その次に、再評価いたしますと、又価格が變つて来るのでありますから、再評価に基く減価償却の算定に当りましては、再評価の計算根拠といたしまして、物価指数は大蔵省作成の固定資産再評価最大指数表によりまして、且つその減価償却は定率法によりまして、その点は一つの仮定であります。それから三番目には、開発後の原価算定に當りましては、昭和二十四年度及び昭和二十五年年度の計画、昭和二十九年年度までに完成する設備を、発電設備、送電設備、変電設備等をその地区別に帰属するように考へております。この帰属につきましては、まだこれは法律で決定いたされないのでありますから、はつきりしたことは申されませんが、現在の我々の考へております帰属によつて一応計算いたしました。そういうしまして、それらの原価を求めましてこれを現在の裸原価に加算して作つたのであります。従いまして地区間の融通電力は昭和二十五年裸原価の場合と同様にいたしました。それに新しい水力発電所中、その発電電力が当然他地区へ融通されるものと予想される分は、その電力を購入す

る地区の原価に算入いたしました。尙、電力の損失につきましては、五ヶ年計画では最終目標を二・二%といふことといたしておりますが、この場合限度は大体三・〇%でございますが、その損失は丁度その約半分の四・四%だけ損失が減つた。そういうふうな二・六%といふことで計算いたしましたのであります。これは相当末端の電気の損失でありますから、原価計算にもこれは相当利いて来るものであります。それから送電変電設備の原価算定に當りましては、金利は七・五%、減価償却は定額法によりまして、固定資産税は取得価格の一・七五%を取りました。その他の経費は大体今までの基準を設けておりまして、その基準によつて計算いたしております。で初めての表を御覧になりますと、左側に北海道から九州に亘りますの地区が書いてございまして、右側の再評価前、再評価後とありますが、左側の四つの行は全然再評価しないといつたした場合に、二十五年年度の裸原価が開発後にどうなるか。右の方はそれ自身が、再評価された場合の二十五年年度の価格原価、それが開発後はどうなるかといふやうな計算であります。例えば北海道で申上げますと、一番左の二十五年年度の裸原価は、一キロワット・アワーが三円二十四銭、これが一番下の、全国の平均で行きますと、二円九十八銭、これが開発後は、北海道の三円二十四銭が三円七十三銭、それから全国の二円九十八銭が三円十六

差の方で御覽になりますと、全国の地域差を全国を一〇〇%といたしまして、地域差を勘定いたしますと、左から二番目の行に北海道は三三二四銭で一〇九%、それから例えば九州は三三九〇銭で一一一%、それから一番安い北陸を一〇〇%といたしまして、北海道は二九五%、一番下の九州は三五一%、全国が二六八%、こういうふうになります。それから右の方で再評価後で申しますと、同様に北海道の四四十二銭が、全国平均で行きますと、一〇八%でありまして、北陸を一〇〇%といたしまして、二八一%になる。それから九州は四四八九銭が、全国平均では二二八%であるが、北陸をベースにしますと、三三二%、こういうふうになります。それから一番下の全国で御覽になつて頂きまして、全国平均の一キロワット・アワー当りの二四九八銭は、これは開発された後は三三三六銭、大体一〇六%になるわけです。再評価の場合におきますと、全国の三三八二銭が三三八六銭になりまして一〇一%、僅か一%だけ上る。大体そういう傾向でございまして、これを攝搞んで御説明申し上げますと、電力の原価は全国的に見ますと、開発による影響は大きくありません。現状と比べまして、現状を一〇〇%としますと、開発後は再評価前の全国的に見まして一〇六%、再評価後に比較いたしますと、一〇一%ということになります。それから水力地帯におきますと、既設水力に対して、開発水力が割高であるために、総合原価が上昇して来るものは北陸だけでありまして、大体これは再評価後でございまして、一一八%でございまして、それから火力を主とする地帯におきますと、今後は優秀火力が沢山できまして、石灰の消費率も下りますし、それから低カロリーの比較的安い炭を使えるということになりまして、開発水力による原価の上昇を、火力が安くなるという事でカバーいたしますと、総合原価は僅かに上昇するか、若くは安くなる。再評価後で申上げますと、関西では九七%になります。中国で同じく九七%、それから九州では一〇一%、こういうふうな数字になります。それから地域差は、開発後は先程申しました通り縮小いたします。例えば全国を再評価後について申上げますと、全国を一〇〇%といたしまして、現状の最高は中国が一四七%であります。最低は北陸の三八%でございまして、これを北陸を一〇〇%といたしまして、開発後の最高は中国の一四二%、最低は北陸の四五%であります。それから現状の最高は中国が三八三%でございまして、開発後はこの計算いたしました場合の石炭費が、原価にどういふふうになつておるかというのを御説明申し上げますと、この計算では、北海道では一九・三%でございまして、関西では二三・九%、九州では三二・一%、関東では一〇・一%、中国で二七・九%、中部で四・四%、四国で一九・九%、全国で見ますと、一九・三%ということになつております。それからこの計算で販売電力量は、全国で二十五年度は二百二十八億七千一百万キロワット・アワー、これは作り出した時の前提でございまして、それで開発後は二二%増でございまして、それで発電量の増加分は水分で約四十億、それから火力で十億、それだけのキロワット・アワーが増加する。

〇結城安次君 水力四十億というのは、どれくらいキロワット・アワーですか。
〇説明員(豊島嘉造君) これは九十一万キロでございまして。
〇門屋盛一君 これは発電炭で押えておるのですか。
〇説明員(豊島嘉造君) さようでございまして。この計算は先程の三の所にも書いてございまして、二十四年度及び二十五年度の計画で、これが二十九年にできたという事でございまして、まだ今後我々の五ヶ年計画としては、二十六年も二十七年もあるわけですから、今一番はつきりしておるこの水の力ができた場合にどうなるか。結局建設いたしました、どういふふうになるかという傾向を見たわけです。〇門屋盛一君 議事進行について……これは速記が余程忙しいならば、付なくてはいいのじやないでしょうか。今日は委員会をばつとやつておりますから、別に論争もないのだから速記は……。
〇委員長(飯田精太郎君) それでは速記はこれでよろしいとさせていただきます。本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 飯田精太郎君
理事 石坂 豊一君
門屋 盛一君
水橋 藤作君
小川 久義君
栗山 良夫君
委員

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、国立療養所の電力割当量引上げに関する請願(第一三三三三号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一三七六号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一三三三三号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一三三三三号)
一、新電気料金制反対に関する請願(第一四一七号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一四一八号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一四二二号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一四五五号)
一、電気自動車充電用電力確保等に関する請願(第一四六六号)

政府委員 資源庁長官 始 關 伊平君
経済安定事務官(動力局長) 増岡 尙士君
経済安定事務官(電力局長) 豊島 嘉造君
経済安定事務官(電力局長) 菊地 淳一君
業務部長 菊地 淳一君
石原幹市郎君
北村 一男君
中川 以良君
深川榮左衛門君
鎌田 逸郎君
田村 文吉君
村上 義一君
結城 安次君
佐々木良作君
一、電気事業の再編成に関する請願(第一四七四号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一四七八号)
一、電気事業の再編成に関する請願(第一五一〇号)
一、電気事業の再編成に関する陳情(第二五四号)
一、電気事業の再編成に関する陳情(第二六五号)
第一三三三三号 昭和二十五年三月八日受理
国立療養所の電力割当量引上げに関する請願
請願者 兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園内常本有志男外一千百五十七名
紹介議員 板野 勝次君 中野 重治君
さきに実施された電力の割当制度改正によつて、療養所の料金支拂額は旧制の約三倍となり、療養者に重大な影響を與えている。ことに消毒の時間制、晝間停電、病室電燈の制限等のため、各種の医療および生活の両面に混乱と支障をきたしているから、療養生活を明朗にするため、国立療養所の電力割当量を引き上げられたいとの請願。
第一三七六号 昭和二十五年三月八日受理
電気事業の再編成に関する請願
請願者 長崎県佐世保市議會議長 谷村清太郎
紹介議員 門屋 盛一君
全国の電気事業を九割割して、融通会社を設立する電気事業再編成案は、電力需給の調整や電気料金の地域差等各地

方に相当重大な影響を与えるものであるから、右再編成案の審議に当つては、電気事業の公共性と各地方の特殊事情を十分に考慮されて、適切な処置を講ぜられたいとの請願。

第一三九三号 昭和二十五年三月八日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 宮城県仙台市議会議長 佐伯満雄

紹介議員 高橋 啓君

電気事業再編成についての電気事業再編成審議会の答申による東北七県より福島・新潟両県を除き、長野県と三県をもつて信越ブロックを結成し十分割とする案は、東北の電気事業を弱体化し破壊すると同時に東北産業の壊滅を意味するものであるから、これを取り止めて、東北地方の実情を考慮されて、東北七県の電源と配電を含めた東北電気事業会社を設立する案を採られたいとの請願。

第一三九九号 昭和二十五年三月九日受理

電気事業の再編成に関する請願
請願者 長崎県佐世保市長 中田正輔

紹介議員 門屋 盛一君

最近決定を伝えられる電気事業再編成案は、九州の電力需給をまづ不均衡に陥れ、料金の地域差をいじめるしく増大して、石炭、鉄鋼、化学工業をはじめ重要諸産業に壊滅的打撃を與える虞があるから、電気事業の再編成に際しては、(一)地域差料金の撤廃、(二)各地帯間融通電力の確保、(三)電源開発の促進の実現を図られたいとの

請願。

第一四一七号 昭和二十五年三月九日受理

新電気料金制反対に関する請願

請願者 宮城県志田郡古川町中里字大町二五日本電気産業労働組合古川分会 中鉢隆外四名

紹介議員 高橋 啓君

電気事業再編成を前提として改訂された新電気料金制によつて、(一)企業の縮小閉鎖を招き、(二)失業群の増大、賃金引下げ等の現象を露呈し農家および一般需要家の負担力は限界点に達しているため、全国民の不平不満は大きくなつてゐるから、新電気料金制に反対するとの請願。

第一四一八号 昭和二十五年三月九日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 宮城県志田郡古川町中里字大町二五日本電気産業労働組合古川分会 中鉢隆外四名

紹介議員 高橋 啓君

この請願の趣旨は、第一三九三号と同じである。

第一四五二号 昭和二十五年三月十日受理

電気事業の再編成に関する請願(二通)

請願者 新潟県新発田市竹町五四七日本電気産業労働組合新発田分会内 高橋政夫外一名

紹介議員 佐々木良作君

電気事業の再編成に際し、九ブロック

案あるいは十ブロック案なるものが検討されているようであるが、これ等ブロック経営は、電力融通を阻害し、電力不足に拍車をかけ、その上産業を破壊に導く地域差料金の設定は、電燈や農事用等の小口電力の値上げになるのみであるから、電気事業の再編成にあつては豊富かつ低廉の電気を供給し、国民生活ならびに産業経済に寄與するため全国一公村案を実現せられたいとの請願。

第一四五五号 昭和二十五年三月十日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 福岡県知事 杉本勝次 外五十七名

紹介議員 門屋 盛一君

この請願の趣旨は、第一三七六号と同じである。

第一四六六号 昭和二十五年三月十一日受理

電気自動車充電電力確保等に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電気自動車振興会内 中島市左衛門

紹介議員 水久保基作君

電気自動車は、終戦後のわが国において、最適の交通機関として急激に発達し、全国に普及しているが、電力および物品税の増大により、その発達を妨げられてゐるから、(一)電気自動車充電の電力を確保すること、(二)電気自動車小型乗用車に対する物品税を撤廃すること等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一四七四号 昭和二十五年三月十三日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 横浜市西区高島通り二ノ三〇 多田祐之助 栗山 良夫君 三木 治朗君

紹介議員 栗山 良夫君 三木 治朗君

今回施行された電気料金制度は、地域差による料金制を採用したため、地区間の隔差が非常に大きく、各地方の重要諸産業に打撃を與え民生安定上からも黙視できないから、地域差を至急改めるか、または適当な対策を講ぜられたい。また伝えられるような電気事業再編成案は、電力需給を不均衡に陥れ、料金の地域差を増大して混乱を起すおそれがあるから、電気料金の値上と電気事業の分断を取り止められたいとの請願。

第一四七八号 昭和二十五年三月十三日受理

電気事業の再編成に関する請願(三通)

請願者 新潟県岩船郡村上町本町日本電気産業労働組合新潟県支部村上分会 内 田村榮藏外二名

紹介議員 佐々木良作君

この請願の趣旨は、第一四五二号と同じである。

第二五一〇号 昭和二十五年三月十四日受理

電気事業の再編成に関する請願(三通)

請願者 長野県下伊那郡平岡村蒲島日本電気産業労働組合天龍川分会内 藤野勝己外三名

紹介議員 佐々木良作君

この請願の趣旨は、第一四七八号と同じである。

第二五四号 昭和二十五年三月八日受理

電気事業の再編成に関する陳情

陳情者 秋田県能代市長 柳谷清三郎外一名

電気事業の再編成に伴う全国七ブロック分割案によると新潟県の全部と福島県の電源地帯が東北ブロックより除かれることになつてゐるが、未開発資源の宝庫である東北地方一帯の開発促進の原動力となるものは電力以外にないもので、全国七ブロック案が強力に行われると東北の死活問題となり、産業の振興ができなくなるばかりでなく、東北の自主性は完全に喪失し、いろ／＼文化の恩恵に浴し得ない不公平等を招くことになるから、電力再編成に當つては、いままでも通り東北七県全部の電源の配電とを合せて東北電気会社を設立されたいとの陳情。

第二六五号 昭和二十五年三月十三日受理

電気事業の再編成に関する陳情

陳情者 兵庫県議會議長 山田平市郎

全国の電気事業を分割する電気事業再編成案は、産業の復興、民生の安定に相当重大な影響を與えるものであるから、右再編成案の実施を延期されて、電気料金の低減を図られたいとの陳情。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一五二九号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一五三〇号)

一、電気料金値上げ反対等に関する請願 (第一五三九号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一五六七号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一五八一号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一五八二号)

一、大淀川発電所および送電線返還に関する請願(第一五八五号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一六一七号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一六二八号)

一、国立療養所の電力割当量引上げに関する請願(第一六三七号)

一、新電気料金制度反対に関する請願(第一六四六号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一六四七号)

一、電気事業の再編成に関する請願 (第一七二二号)

一、電気事業の再編成に関する陳情 (第一八二二号)

一、元日本水力工業株式会社経営大牧発電所の復元に関する陳情(第一八三三号)

第一五二九号 昭和二十五年三月十五日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋兜町日証館六階日発株主擁護連盟内 山中力松

紹介議員 橋本萬右衛門君

全国の電気事業を分割する電気事業再編成案は、電力融通、電源開発、技術の進歩からみて電気事業将来の発展を阻害し、日本の再建と産業の復興を妨げるところが極めて大である。さきに改訂された新料金制によつて国民の負担は加重し、分断の結果はさらに、い

ちじるしい地域差料金によつて、地方産業に重大な影響を與えるから、かかる分割案は取り止め、全国一社化の処置を講ぜられたいとの請願。

第一五三〇号 昭和二十五年三月十五日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 山形市長 鈴木重屹外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

全国の電気事業を十分分割する電気事業再編成案は、東北地方の電気事業を弱体化して、同地方の産業、経済を死地に追い込むものであるから、これを取り止めて、東北地方を一丸とする電力会社を設立する案を採られたいとの請願。

第一五三九号 昭和二十五年三月十五日受理

電気料金値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田町二ノ一全日本借家人組合中央本部内 岡平吉外五十一名

紹介議員 兼岩 傳一君

今回電気料金が平均二、六倍に値上げされた上、さらに料金滞納の場合、四十五日で切断されるという消費者の実情を無視した一方的な処置が採られることとなつたが、首切り、賃下げ、賃

金の遅欠配、重税等に悩む現在の国民大衆にはこれ以上の負担は堪えられないから、すみやかに電気料金の値上げを取り止められたい。なお、メーター制のブロック住宅においても一世帯二十キロの水力料金割当を行つて公正明朗を期されたいとの請願。

第一五六七号 昭和二十五年三月十六日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 神奈川県川崎市役所内 川崎地区労組連絡協議会内 津田勇 板野 勝治君 細川 嘉六君

紹介議員 板野 勝治君 細川 嘉六君

電気料金の値上げは、大衆の生活を脅かし日本の平和産業をつぶし軍需工場を太らせ、値上げによる収益金を今後の外資導入に使う意図で行われている。また電気事業分断案は、軍事的性格をもつ工業地帯をつくることであり、独占資本に確実な利潤を保証しながら負担を国民に背負わせる手段であり、電力問題を通じて日本の全産業を国際独占資本の手に委ねるものであるから、電気料金値上げおよび電気事業の分断に反対であるとの請願。

第一五八一号 昭和二十五年三月十七日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 鹿児島県川内市向田町一〇日本電気産業労働組合鹿児島支部川内分会 川路利夫

紹介議員 佐々木良作君

全国の電気事業を分割する電気事業再編成案は、電力需給の調整や電気料金

の地域差等九州地方に重大な影響を與えるものであるから、かかる分割案は取り止めて電気事業全国一社化の電産案を実施せられたいとの請願。

第一五八二号 昭和二十五年三月十七日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 三重県松坂市殿町一五七七ノ一 三重県労働組合連盟内 森平清生 外一名

紹介議員 佐々木良作君 九鬼紋十郎君 阿竹齊次郎君

電気事業は公益事業であり、その消長は国民生活に重大な影響を及ぼすものであるが、もし電気事業が分割されると、電力供給力の減退、電源開発不振、電気料金の値上げ、サービスの悪化等を招来し、事業の維持を困難にし、国民の負担を増大せしめ、日本経済の混乱に導くものであるから、電気事業の分割には反対であるとの請願。

第一五八五号 昭和二十五年三月十七日受理

大淀川発電所および送電線返還に関する請願

請願者 福岡県大牟田市電気化学工業株式会社大牟田工場労働組合内 下原定彦

紹介議員 團 伊能君

電気化学工業株式会社大牟田工場は、カーバイド、石灰窒素の製造工場として全国第一位の成績をあげているが、昭和十四年の電気国家管理法により同工場附設の大淀川第一、第二自家発電所および工場までの送電線を、強制出資

させられ、その後日本発送電会社との契約により四万キロワットの工場用電力を受けていた。しかるに電力需給調整規則実施後工場送電が極端に制限され、加うるに昨年十二月から実施された地域別電気料金制は本工場を重大な危機に陥れているから、本工場存立のため、大淀川発電所および送電線をすみやかに返還せられたいとの請願。

第一六一七号 昭和二十五年三月十八日受理

電気事業の再編成に関する請願(二通)

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町元町日本合板北見工場内 大坪駿一外一名

紹介議員 加賀 操君

この請願の趣旨は、第一五二九号と同じである。

第一六二八号 昭和二十五年三月十八日受理

電気事業の再編成に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市四條町八丁目 鈴木茂晃外四名

紹介議員 堀 末治君

この請願の趣旨は、第一五二九号と同じである。

第一六三七号 昭和二十五年三月二十日受理

国立療養所の電力割当量引上げに関する請願

請願者 京都府綴喜郡青谷村国立療養所京和会内 横山武外八百五十名

紹介議員 塚本 重蔵君

さきに実施された電力の割当制度の改

正によつて、療養所に対する割当量は切り下げられ、従来の特別増量も認められないので、療養所の運営に非常な支障をきたしているから、基準量の引上げ、もしくは増量等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一六四六号 昭和二十五年三月二十日受理

新電気料金制反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市東北大学

職員組合連合会内 齋藤誠外四名

紹介議員 佐々木良作君

電気事業再編成を前提として改訂された新電力料金制は、企業を経営難に陥れ、一般需用者に多大の重圧を加え、失業者を増大せしめて、電気事業の公益性を失わしめるものであつて、このような電気料金制は断じて承服し得ないものであるから、即時改訂せられたいとの請願。

第一六四七号 昭和二十五年三月二十日受理

電気事業の再編成に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町

仲町内藤農機具製作工場内 内藤松三

紹介議員 佐々木良作君

電気事業は公益事業であり、その消長は国民生活に重大な影響を及ぼすものであるが、もし電気事業が分割されると、電力供給力の減退、電源開発不振、電気料金の値上げ、サービスの悪化等を招来し、事業の維持を困難にし、国民の負担を増大せしめ、日本経済を混乱に導くものであるから、電気事業の分割には反対であるとの請願。

第二七二号 昭和二十五年三月十五日受理

電気事業の再編成に関する陳情

陳情者 宮崎県日南市市長 井戸川

一外一名

電気事業の再編成によつて、もしも九州が分割されることとなれば、右の地域差は益々増大し他地域よりの電力融通に期待し得る根拠を失ひ、コスト高の建設費をひとり九州が負担しなければならなくなつて、さらに地域差を加重し、ひいては日本経済の復興に重大な障害を與えることになるから電気事業の分割に反対であるとの陳情。

第二八二号 昭和二十五年三月二十日受理

電気事業の再編成に関する陳情

陳情者 兵庫県洲本市物部八五五

ノ一株式会社廣田鉄工所

取締役社長 廣田鐵雄外

一名

電気事業は公益事業であり、その消長は各方面に重大な影響を及ぼすものであるが、もし電気事業が分割されると、電力供給の減退、電源開発不振、電気料金の値上げ、サービスの悪化等を招来し、事業の維持を困難にし、国民の負担を増大せしめ、日本経済を混乱に導くことになるから、電気事業の一杜化を図られたいとの陳情。

第二八三号 昭和二十五年三月二十日受理

元日本水力工業株式会社経営大牧発電所の復元に関する陳情

陳情者 東京都品川区北品川四ノ

七一八日本水力工業株式

会社取締役社長 加藤金

次郎

元日本水力工業株式会社の経営にかか
る富山県下庄川水系の大牧発電所は、
戦時中日本発送電株式会社に強制出資
させられ、今日に及んでいるが、社会
情勢も当時とは非常な変転をきたし、
また発電力の増強が要請されている現
在の諸事情を考慮されて、本発電所を
元経営者である日本水力工業株式会
社に返還せられたいとの陳情。

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所